

銀行代理業の許可  
別紙様式 7-1

(第1面)

年 月 日

関東財務局長 殿

主たる営業所等の所在地  
商号又は名称  
氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

銀行代理業に係る許可申請書

銀行法第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 施行規則第34条の33第1項第3号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書(申請者が法人であるときに提出)
- 3 履歴書(申請者が個人であるときに提出)
- 4 住民票の抄本(申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式7-1において同じ。)(申請者が個人であるときに提出)
- 5 施行規則第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面(申請者が個人であるときに提出)
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)
- 8 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の履歴書(申請者が法人であるときに提出)
- 9 役員(国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。)又はこれに代わる書面(申請者が法人であるときに提出)
- 10 施行規則第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)
- 11 役員が施行規則第34条の37第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が法人であるときに提出)
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が法人であるときに提出)
- 14 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に

係る委託契約書の案

- 15 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る施行規則別紙様式第16号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 所属銀行が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る施行規則第34条の34第1項第6号及び第7号に規定する書面
- 21 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 22 銀行代理業の運営に関する社内規則等
- 23 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書面
- 24 その他法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 25 登録免許税納付書

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 銀行代理業を営む営業所 又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所属銀行の商号	
5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり

## (記載上の注意)

## 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」

(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること

(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること

(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に ( ) 書きで併せて記載すること

## 2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案 (又は委託契約書) と一致させること

また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案 (又は委託契約書) と一致させること

## 3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第34条の39別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類 (正・副各1部) を提出すること

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

## (別添2：銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

【 所属銀行名 】

名 称	所 在 地	預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結		資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結		為替取引を内容とする契約の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								

(注意事項)

- 銀行代理業を営む営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること  
例えば、主たる営業所又は事務所で、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 「取り扱う業務の内容」には、銀行代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「預金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「預金の種類」として「円貨、外貨」の区分毎に「当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 所属銀行が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

※関東財務局で作成した  
様式です。

(法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

※関東財務局で作成した  
様式です。

(法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名  
( 年 月 日現在)

子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

- 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること  
当該法人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類  
(1)当該法人の子法人等  
(2)当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）  
(3)当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）
- 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

## 許可申請者の概要

※関東財務局での審査にあたり  
提出をお願いしている書類です。

主たる営業所等の所在地

〒

商号、名称又は氏名

許可申請者の担当者氏名等

(1) 所属部署名

(2) 担当者氏名

(3) 代表電話番号

(4) 直通の電話番号

(5) FAX番号

(6) メールアドレス

(7) 法人番号 ※法人の場合、記載すること

### 1 所属銀行の担当者の氏名等

※所属銀行が複数ある場合は、それぞれの担当者名等を記載すること。

(1) 銀行名及び所属部署名

(2) 担当者氏名

(3) 直通の電話番号

(4) FAX番号

(5) メールアドレス

### 2 許可申請者の概要 ※申請者が法人である場合に記載すること。

(1) 設立年月日

(2) 資本金又は出資金

(3) 決算月

(4) 株式を上場している市場があれば、その名称

(5) 役員数

(6) 使用人数

総使用人数(賃金職員、派遣職員等を含む)●名

うち銀行代理業に従事する使用人数(賃金職員、派遣職員等を含む)●名

(7) 銀行代理業以外に営む業務の種類

銀行代理業以外に 営む業務の種類	・
	・
	・
	・
	・
うち主たる兼業業務	

※日本標準産業分類表中分類(大分類J-金融・保険業については細分類)により記載すること。

※「主たる兼業業務」については、「他に営む業務の種類(第5面)」中から監督指針Ⅷ-3-2-2-4(5)に基づき1つ選択すること。

【監督指針Ⅷ-3-2-2-4(5)】

銀行代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。

(8) 主要株主の状況

①上位5名の主要株主の状況

保有割合等 株主の商号等	主たる営業所等の所在地	申請者の発行する議決権の総数	保有する議決権の数	議決権保有割合(%)

②上記①の主要株主(下表において、「主要株主」という。)が法人である場合における、当該主要株主の議決権の過半数を保有する者(下表において、「当該者」という。)の状況

保有割合等 当該者の商号等	主要株主の商号等	主要株主の発行する議決権の総数	当該者の保有する議決権の数	議決権保有割合(%)

3 許可申請者の概要 ※申請者が個人の場合に記載すること。

(1) 使用人数

総使用人数(賃金職員、派遣職員等を含む)●名

うち銀行代理業に従事する使用人数(賃金職員、派遣職員等を含む)●名

(2) 銀行代理業以外に営む業務の種類

銀行代理業以外に 営む業務の種類	・
	・
	・
	・
	・
うち主たる兼業業務	

※日本標準産業分類表中分類(大分類Jー金融・保険業については細分類)により記載すること。

※「主たる兼業業務」については、「他に営む業務の種類(第5面)」中から監督指針Ⅷ-3-2-2-4(5)に基づき1つ選択すること。

【監督指針Ⅷ-3-2-2-4(5)】

銀行代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。

4 銀行代理業参入の目的(メリット等)

5 営もうとする銀行代理業の内容

(1) 商品概要

(2) 業務内容(業務フロー)

(3) 今後の事業展開

6 業務開始予定年月日 ※具体的な予定年月日が決まっていない場合は、「許可後直ちに」等の記載でも可とする。